

PMC・S 会 員 規 約



JAF公認クラブ

プリンス モータリスト クラブ・スポーツ (PMC・S)

本 部 東京都千代田区神田和泉町1-2-5 (昭和ビル5階)
〒101-0024
TEL. 03-3863-3378 FAX. 03-3863-3353

運営事務局 東京都新宿区歌舞伎町2-41-8 (植木ビル)

プリンス モータリスト クラブ・スポーツ (PMC・S) 規約

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、プリンス モータリスト クラブ・スポーツ (PMC・S) と称し、我が国のモータースポーツの健全な発展に寄与し、モータースポーツを通じて会員相互の教養並びに技量の向上を期するとともに会員相互の親睦を図る事を目的とする。

(組 織)

第2条 本会は、全国における日産プリンス車の愛好者であって、本会の趣旨に賛同するものを持って組織する。その本部及び事務局を東京都千代田区神田和泉町1-2-5昭和ビル5階に置く。

第 2 章 事 業

(事 業)

第3条 本会の目的を達成する為に、次の諸事業を行う。

1. 自動車スポーツ各種行事の企画及び実施。
2. 内外モータースポーツへの積極的な参加、並びに会員に対する援助並びに便宜供与。
3. 日産車を使用し、モータースポーツ活動を行った者に対する優先的な便宜供与。
4. 技術講座、一般講座等の開催。
5. 日産プリンス車の研究会の開催。
6. 自動車に関する図書の斡旋。
7. 会報の刊行。
8. 会員相互の親睦会及び他会との交歓。
9. その他総会において必要と認められ、可決された事業及び会員の便宜となる行事。

第 3 章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は次の通りとする。

1. 正会員
第2条に該当し正規の手続きを経たもの。(第5条参照)
2. 特別会員
 - イ. 特に本会の運営上必要とする日産自動車株式会社、及び関係部署に位置するもので理事会の承認を得たもの。
 - ロ. 特に理事会において承認されたもの。
3. 名誉会員
理事会の推薦により総会の決議によって選ばれたもの。但し、定員については特に定めない。
4. 賛同会員
正会員の推薦により理事会の承認を必要とし、定員は特に定めない。

(入 会)

第5条 正会員の入会手続きは次の通りとする。

会員2名以上の推薦を得て、理事会で承認され、所定の手続きを経て入会するものとする。

(会 費)

第6条 会費は次の通りとし、入会者は入会時に下記の入会金及び会費を納付しなければならない。但し一旦納付した会費は返還しない。

1. 入会金 20,000円
2. 会費 年額 15,000円
3. 賛助会員 年額一口 500,000円
4. 継続会費は毎年3月末日までに納付しなければならない。

(臨時会費)

第7条 理事会は必要と認めた場合、会員から臨時会費を徴収する事が出来る。

(退会)

- 第8条
1. 会員が退会する時は、理事会に退会届を提出しなければならない。
 2. 連絡無く総会に2回以上欠席、又は会費の未納期間が1年以上に渡る時は、理事会の承認を経てその会員は自動的に退会したものと看なす。

(罰則)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する時は総会の議決によって除名又は退会を勧告される事がある。
1. 本会の名誉を毀損し、又は信用を失う事があったとき。
 2. 本会の規約又は決議に違反する行為があったとき。
 3. 故意に会費を滞納したとき。

第4章 役員

(役員)

第10条 本会の役員は次の通りとし会員より選出する。

- | | | | |
|---------|----|--------|-----|
| 1. 名誉会長 | 1名 | 2. 顧問 | 若干名 |
| 3. 会長 | 1名 | 4. 副会長 | 若干名 |
| 5. 理事長 | 1名 | 6. 理事 | 若干名 |
| 7. 代表 | 1名 | 8. 監事 | 若干名 |

(注) 会計は理事より選出し担当する。

名誉会長、顧問は、原則として理事又は理事経験者より選出する。

(役員服務)

第11条 代表は会を代表し、会務を総括する。

会長は会員を総括し第1条目的を推進する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

理事は会の運営を行い、幹事は会計の監査を行う。会計は会の金銭出納を行う。

理事長は、役員を総攬する。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とし、再任は妨げない。

第5章 会議

(会議)

第13条 総会及び会議は会長が招集する。

(総会)

第14条 総会が年次総会及び臨時総会とする。

年次総会は毎年1回招集し、臨時総会は理事会が必要と認めたときに召集する。

但し三分の一以上の会員の要求があるときには、会長はその日から30日以内に臨時総会を開催

しなければならない。

(総会の招集)

第15条 総会の招集は会議の目的、日時及び場所を文書で7日前以前に会員に通知して行う。

(総会の成立)

第16条 総会は当該年度の会費を納入した正会員の出席数をもって成立し、決議の採決は出席者の過半数をもって採決する。可否同数の場合は議長の採決によるものとする。

(総会決議事項)

第17条 総会は次の事項を決議する。

1. 規約の改正。
2. 事業報告及び収支決算の承認。
3. 役員を選任及び解任。
4. 第4条の3の決議。
5. その他本会の運営上特に重要な事項。
6. 本会の解散。

(理事会)

第18条 理事会は、会長、代表、理事を持って構成し、定例会を開催する。但し、会長が必要と認めたときは理事会を臨時に召集する事が出来る。理事会の採決は出席理事の過半数をもって採決する。

(理事会の決議事項)

第19条 理事会は次の事項を決議する。

1. 会務の執行に関する事項。
2. 総会から委任された事項。
3. 総会提出議案。
4. 総会を開くいとまが無い場合における緊急処理事項。
5. 事業計画及び収支予算の決定。
6. 入退会者の承認。
7. 臨時総会の招集。
8. その他の重要事項。

第 6 章 会 計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月末日に終わる。

(会 計)

第21条 本会の経費は会費、臨時会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。毎年会計年度の決算において乗除金が生じた場合翌年度に繰り越すものとする。

(会計監査)

第22条 会計は毎会計年度の終了と共に所定の書類を作成し、年次総会前までに理事会に提出しその監査を受けなければならない。

以上
1964年4月1日 発足
2017年12月23日 改定